

ICMA・日証協共催サステナブル・ボンド・カンファレンス
「金融庁におけるサステナブルファイナンス推進の取組みについて」

はじめに

- ただいまご紹介にあずかりました、金融庁の井藤です。

本日はサステナブル・ボンド・カンファレンスの開催にあたり、講演の機会をいただき、森田会長はじめ日本証券業協会の皆様及び国際資本市場協会（ICMA）の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

本日は、足元の国際的な動向を踏まえて改めてサステナブルファイナンスの意義について振り返った上で、金融庁における主な取組みについてお話しさせていただきます。

サステナブルファイナンスの意義

- ESG投資をはじめとするサステナブルファイナンスについては、先般の米国における大統領選挙の結果や、本日までアゼルバイジャンで開催されているCOP29などの国際的な動向を踏まえ、今後の取組みへの影響に関して様々な見方があるものと承知しております。

- 金融庁としましては、サステナブルファイナンスは、環境・社会課題の改善を通じて経済活動の基盤を強化し、経済社会の成長・持続可能性を高めるものであり、投資家にとっては長期的な投融資ポートフォリオの価値を守り、高めるという点で意義があるという考えの下、これまでその推進に取り組んでまいりました。

国際的にも、環境、社会、ガバナンスといったESG要素が企業価値や経済社会の成長・持続可能性に影響を与えるという考え方は既に浸透しており、今後も投融資の判断においてサステナビリティを考慮することが、持続可能な経済社会の実現や企業価値の向上、長期的な投資収益の確保を図る上で重要であることに変わりはないものと考えております。

- 先日発足した石破内閣においては、貯蓄から投資への流れを着実なもの

し、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の政策を着実に引き継ぎ、更に発展させるとともに、内外からの投資を引き出し、産業に思い切った投資が行われる「投資立国」の取組みを進めることが表明されております。

- 金融庁としては、「資産運用立国」及び「投資立国」の実現に向けて、サステナビリティ投資を含む運用対象の多様化や、脱炭素化含むGX（グリーン・トランスフォーメーション）など、まだ十分に発達の余地がある分野への資金供給の促進などに取り組むこととしています。
- 今申し上げたとおり、金融庁としては、引き続き、サステナブルファイナンスの推進にしっかりと取り組んでいく方針であり、本日は、本カンファレンスのテーマに関連する取組みについて、何点かご紹介させていただきます。

企業開示の充実

- まず、企業開示の充実についてです。企業のサステナビリティ情報の開示については、グローバルでの比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要であると考えております。
- こうした考えの下、本年3月より金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方について議論を進めているところです。開示については、その基準の適用開始時期を2027年3月期、当初の適用対象を東証プライム上場企業の一部である時価総額3兆円以上の企業として、段階的に広げていくことについて概ねメンバーの同意は得られたと考えており、これを前提として、今後検討をさらに進めていく予定です。保証については、公認会計士以外も担い手になる可能性も含め、幅広い論点に関して、今後、検討を深めていきたいと考えています。
- さらに、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）において、新たな

リサーチプロジェクトとして「人的資本」が選ばれたことを受け、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献すべく、国内の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信等を進めてまいります。

トランジション・ファイナンス

- 次に、脱炭素化に向けた移行を支援する資金供給であるトランジション・ファイナンスについてです。

日本政府では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、GXを推し進めていく観点から、今後10年間で官民あわせて150兆円規模のGX投融資を実現することとしています。
- 経済全体の脱炭素化に向けては、金融機関の果たす役割が重要であり、政府としては、企業が最終的にカーボンニュートラルに到達する移行の取組みを行っている、又は行おうとする場合に、その取組みを金融面で支援するトランジション・ファイナンスを推進してきました。
- トランジション・ファイナンスは、金融機関にとっては、案件組成を通じた機会獲得につながるとともに、顧客企業の移行の取組みを後押しすることで、中長期的な移行リスクの低減にも貢献するものです。金融庁では、こうした観点も踏まえ、金融機関の経営戦略やリスク管理の枠組みにおける気候関連金融リスクの位置づけ、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組み等について確認していくこととしています。
- さらに、世界の脱炭素化に貢献し成長機会を取り込む観点から、世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めるアジア地域においてトランジション・ファイナンスを推進すべく、金融庁とASEAN金融当局が主導し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟（GFANZ）及びアジアで活動する金融機関等の参画を得て、本年10月2日に、「アジアGXコンソーシアム」を設立しました。このコンソーシアムでは、アジアにおける事例等の共有を通じて実務的な議論

を行い、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていくことを目指しています。

ESG 評価等の質の向上

○ 3点目は、ESG 評価等の質の向上についてです。

ESG 投資が拡大する中で、金融庁は、2022年12月に、企業や投資家による利用が広がっている ESG 評価やデータ提供の透明性・公平性を確保するため、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」を公表しています。

○ 「行動規範」には本年6月末時点で26の機関が賛同しており、ESG 評価・データ提供機関におかれては、ESG 評価等の仕組みが市場からの信頼を得られるよう、「行動規範」を踏まえつつ、その質の向上に不断に取り組んでいただくことを期待しています。

○ なお、「行動規範」では、継続的に ESG 評価やデータ提供の実態を把握し、公表から3年後を目途に、改訂などのさらなる対応の要否等について検討していくこととしており、今後、ESG 評価やデータ提供のあり方の変化や国際的な議論の進展等も踏まえ、まずは「行動規範」に賛同された ESG 評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握を行ってまいります。

インパクト投資

○ 最後に、投資収益と社会・環境効果の双方の実現を目指す「インパクト投資」については、個別の投資を通じて実現を図る具体的な社会・環境面での効果と、これを実現する戦略・因果関係等を具体的に特定する点に特徴があり、市場創造に取り組む創業企業・地域企業等への支援と親和性が高いことが指摘されています。日本でも残高が増加傾向にあります。他の先進国に比べて投資規模はまだ小さいのが現状です。

○ 金融庁では、本年3月に、債券市場を含め、多様な市場参加者がインパ

クト投資の実践に際して参考にすることができるものとして、インパクト投資として実現が望まれる基本的要素を示した「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表しております。

- また、インパクトの創出を図る投融資の手法及び市場を確立し、インパクトの実現を図る事業を推進する観点から、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」において、インパクト投資の実践的なKPIの設定のあり方や投資手法、地域の取組事例等について議論を行っており、その機運醸成と裾野拡大を図っているところです。

結び

- 最後になりますが、金融庁としましては、（本カンファレンスのテーマである）「サステナブルボンドを通じた持続可能な社会・経済全体の移行の実現」に向けた環境整備に努めてまいりたいと考えておりますが、本日会場にいらっしゃる金融資本市場のキープレイヤーである皆様におかれましても、持続可能な経済社会を下支えする金融機能の発揮におけるけん引役として、是非重要な役割を果たして頂きたいと考えております。ご清聴、ありがとうございました。

（以上）